

経 済 産 業 省

20250827 貿局第2号
輸出注意事項2025第18号
経済産業省貿易経済安全保障局

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（平成24年3月23日付け輸出注意事項24第24号）等の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

令和7年9月18日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」等の一部改正について

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（平成24年3月23日付け輸出注意事項24第24号）等の一部を別紙1及び2までの新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和7年10月9日から施行する。ただし、別紙2の改正は、公布の日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正の一部改正について」の通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○（別紙4）「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号）

改 正 後	現 行
Ⅱ 特別一般包括許可 1～3 （略） 4 特別一般包括許可の範囲 （1）特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は次の①から④までのいずれかに該当する輸出又は役務取引とする。ただし、輸出令別表第3の2若しくは同表第4に掲げる地域を経由地とする輸出、輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出（令和5年経済産業省告示第162号（輸出貿易管理令第2条第1項第一号の六、第一号の七及び第一号の八に規定する経済産業大臣が告示で指定する者。以下同じ。）第三号に規定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）又は令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務提供は、適用できない。 なお、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第3項の規定に基づく許可を要しない。 ①～③ （略） ④ 次のイ又はロいずれかに該当するもの イ （略） ロ 外為令別表の16の項に掲げる技術であって、<u>輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術</u>（使用に係るプログラムに限る（ソースコードが提供<u>されたもの</u>を除く。）。）を提供することを目的とする取引（貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」	Ⅱ 特別一般包括許可 1～3 （略） 4 特別一般包括許可の範囲 （1）特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は次の①から④までのいずれかに該当する輸出又は役務取引とする。ただし、輸出令別表第3の2若しくは同表第4に掲げる地域を経由地とする輸出、輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出（令和5年経済産業省告示第162号（輸出貿易管理令第2条第1項第一号の六、第一号の七及び第一号の八に規定する経済産業大臣が告示で指定する者。以下同じ。）第三号に規定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）又は令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務提供は、適用できない。 なお、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第3項の規定に基づく許可を要しない。 ①～③ （略） ④ 次のイ又はロいずれかに該当するもの イ （略） ロ 外為令別表の16の項に掲げる技術であって、<u>輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる技術</u>（使用に係るプログラムに限る（ソースコードが提供<u>されもの</u>を除く。）。）を提供することを目的とする取引（貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）第9条第2項第7号ハに該当

という。) 第9条第2項第7号ハに該当するものに限る。)のうち、次のいずれかに該当するもの。ただし、外国ユーザーリストに掲載されている者が技術を利用する者である取引又は貿易外省令第9条第2項第7号イ、ロ又はニに該当するものを除く。

1) ハに掲げる地域において提供することを目的とする取引又はハに掲げる地域の非居住者に提供することを目的とする取引であって、当該地域の軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関又はこれらのものから委託を受けた者が技術を利用する者であるもの

2) (略)

ハ (略)

するものに限る。)のうち、次のいずれかに該当するもの。ただし、外国ユーザーリストに掲載されている者が技術を利用する者である取引又は貿易外省令第9条第2項第7号イ、ロ又はニに該当するものを除く。

1) ハに掲げる地域において提供することを目的とする取引又はハに掲げる地域の非居住者に提供することを目的とする取引であって、当該地域の軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関が技術を利用する者又はこれらのものから委託を受けた者であるもの

2) (略)

ハ (略)